

第1 第三国定住事業の意義・必要性

【本論点の説明】

我が国は、パイロットケースとして第三国定住事業を行ってきたが、これまでの実施状況や国内外の情勢を踏まえ、改めて当該事業を行うことの意義・必要性について、検討する必要がある。

第2 現行の第三国定住事業の現状・課題

【本論点の説明】

第三国定住事業の開始以来、難民の定着状況を調査・検証し、受入れ先の地方自治体や関係者等との意見交換等を行いながら、問題点を洗い出し、その都度現行制度の中で改善を重ねてきたが、有識者会議として実施した難民定住先への視察や難民からのヒアリング等も踏まえ、改めて、事業の現状・課題について、検討する必要がある。

第3 第三国定住事業の在り方

1 事業全体の枠組

【本論点の説明】

難民の自立及び社会統合を円滑に進める観点から、事業全体の枠組みとしてどのようなものが望ましいか、検討する必要がある。

とくに、一定期間の定住支援プログラム終了後も、外国人住民一般以上の定住支援が必要となっている中で、その支援主体と負担のあり方について抜本的見直しを含めた検討が必要である。

2 定住支援の在り方

(1) 出国前研修

【本論点の説明】

我が国への渡航を円滑に進め、入国後の定住支援に効果的に結び付けるために、どのような出国前研修が適切か、検討する必要がある。

(2) 定住支援機関における定住支援（内容、期間、実施機関）

【本論点の説明】

入国直後の定住支援として、日本語指導及び社会生活適応指導を中心とした定住支援プログラムを、民間の実施団体を通じて約半年間にわたり集中的に実施しているところ、現時点で定住支援を行っている受入れ先自治体から、同プログラムと受入れ先での定住支援との継続性・関連性が十分でないとの指摘がある。同プログラム内容はどのようなものが適当か、どの程度の期間が適切か、実施機関としてどのような団体が相応しいか、検討する必要がある。

(3) 定住地域の選定

【本論点の説明】

難民は、定住地域において、一定期間継続的に、一般の外国人住民以上の支援が必要となるところ、現時点で定住支援を主に行っている受入れ先自治体から、難民に特有の事情等のため、既存の制度・体制の枠内で、十分な支援を行うことは困難との指摘がある。難民の定住地域において、どのような支援体制が望ましいか、また、どのようにして受入れ先を選定すべきか、あらためて検討する必要がある。

(4) 定住地域における定住支援（期間、内容、実施機関）

【本論点の説明】

定住支援プログラム終了後も、職場適応訓練の受講や、定住地域では、日本語学習支援、及び生活支援を中心とするサービスを継続的に実施しているところ、日本語学習支援、及び生活支援については、現時点で期間が定まっていない。他方、受入れ先自治体の関係者等から、支援内容や期間が十分でないとの指摘がある。定住地域での定住支援の内容はどのようなものが適当か、どの程度の期間が適切か、実施機関としてどのような団体が相応しいか、検討する必要がある。

(5) NGO、コミュニティ等との連携の在り方

【本論点の説明】

定住地域における難民の継続的な定住支援には、地域のNGOやコミュニティ等、地域社会の関係者との協力・連携が不可欠であるところ、これを強化するため、平成24年春から、関係者間の協力・連携を構築する役割を担う地域定住支援員を、定住地域に配置した。しかしながら、受入れ先自治体等からは、協力・連携が不十分との指摘がある。定住地域において効果的な定住支援を実施するという観点から、NGO、コミュニティ等とどのような連携が望ましいか、このためには、地域定住支援員にどのような資質・役割が求められるか、検討する必要がある。

3 予算の在り方及び実施スケジュール

【本論点の説明】

募集から選考までの過程や、その後の定住地域での継続的支援期間も含めると、第三国定住事業は、1年を超える長期的事業であり、また、複数の省庁による予算で運営されている。同事業の効果的な実施という観点から、予算やその仕組みはどうあるべきか、どのような実施スケジュールが望ましいか、検討する必要がある。

第4 受入れ対象者の在り方

1 対象地域

【本論点の説明】

人道支援及び難民の社会統合の可能性の観点から、どの地域を対象とするのが適当か、検討する必要がある。

2 受入れ条件

【本論点の説明】

人道支援及び難民の社会統合の可能性の観点から、どのような受入れ条件が適当か、検討する必要がある。

3 受入れ人数

【本論点の説明】

人道支援及び難民に対する定住支援の実施の観点から、また、難民側の日本での定住希望の有無などから、適切な受入れ人数について、検討する必要がある。

4 選考方法

【本論点の説明】

難民の選考は、法務省を中心とする関係省庁により、書類選考や面接調査を通じて行われているところ、難民の自立可能性や日本社会への適応能力の有無を判断するという観点から、どのような選考方法が適切か、検討する必要がある。

第5 広報活動の在り方

【本論点の説明】

我が国への定住を希望する難民を確保するための対応策の一つとして、U N H C Rから、広報活動の改善が提案されている。また、国内においても第三国定住事業の意義などへの周知が不足しているとの指摘もある。国内外を問わず、我が国の第三国定住事業への関心を高めるために、どのような広報活動が望ましいか、検討する必要がある。

第6 パイロット終了後の受入れ方針

【本論点の説明】

平成26年度の受入れをもってパイロット事業が終了するところ、平成27年度以降の同事業の実施について、検討する必要がある。